

令和4年度第2回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（10月6日開催）議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から、亀岡市情報公開個人情報保護審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、審議会の開会にあたりまして、見上会長からご挨拶をいただきます。

（会長）

皆さん、こんにちは。急に寒くなって参りました。今日は、前回ご審議をいただいた案件の継続案件ということになりますが、改めて市長の方から諮問が出ておりますので、諮問に対する回答ということで、2件の案件につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

（事務局）

ありがとうございます。本日の会議につきましては、委員8名のうち、出席者7名、欠席者1名ということで、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の第5条第2項の規定によりまして、過半数の出席がございますので、本審議会が成立しましたことを報告させていただきます。

なお、本日の会議は、公開として、傍聴席を設けており、本日の議事録につきましては、会議要旨を市のホームページ及び1階の市民情報コーナーにおいて、公表する予定をしておりますので、ご了承をお願いいたします。

皆様のお手元には既に諮問書の写しを配付させていただいております。個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度、また情報公開制度の見直しについて、諮問をさせていただき、ご審議を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは以降につきましては、審議会条例の第5条第1項に規定に基づきまして、会長に議長として進行をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

（議長）

それでは改めまして、よろしくお願い申し上げます。今ご説明のありましたように、国の方で個人情報の保護に関する法律の改正がございまして、それとの関係で、亀岡市の情報公開及び個人情報の保護に関する条例につきまして、整理をした方がいいだろうということで案件が出てきておりました。改正のポイントにつきましては、前回、重要な点について、ご審議いただきまして、その趣旨を踏まえて、本日は2つの条例案として整理していただいたということです。

1点目は、市の条例に関して、もう1点は、市議会の条例に関してということでございまして、議題としては2点になるということでございます。

まず、「（仮称）亀岡市個人情報保護法施行条例の制定について」という第1の案件から、審議に入りたいと思っておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

《資料P1～5に基づき亀岡市個人情報保護法施行条例（案）の説明》

（議長）

ありがとうございました。それでは一旦ここで切らせていただいてご意見をお伺いしたいと思います。今ご説明のあったように、法律の施行に係る施行条例としての取扱いが、資料1ページから始まりまして4ページまで、それから、その細則に関して5ページということで、条文案が提示されているところでございます。前回の審議会で出されたポイントが盛り込まれて、この条文案になっているということです。

再確認していきますと、1ページの特に第3条では、国の法律では公務員等の氏名に係る部分については開示しなくてもいいということが、法律の理解としてあるわけでございますけれども、従来亀岡市では、公務員の氏名は開示してきたということがございますので、開示をするような形で規定してあるということです。

第4条と第5条は、開示請求にかかって処理をする期間の問題でございますが、国の法律では最大60日と書かれているわけですが、亀岡市では14日プラス30日ということで、44日を最大として考えていけば十分だろうということで、国よりも厳しい基準をここで採用しますということで整理がされています。

それから、2ページの第6条では、手数料に関しても、国の法律では取ってもいいと書いてあるわけですが、手数料としては改めて取る必要はないというのが、亀岡市としての対応で、第6条の趣旨になると思います。

第7条の、実施機関云々というのは、要するに本審議会がどのように対応するかということについて、条例の改正であるとか重要事項であるとかについては審議会にかけましようということをご書いてある、そういう改正案になっております。

3ページ以降の附則には、法律が改正されて次の新しい条例が施行されるにあたっての経過措置等について、規定がされていることとなります。以上のような内容でのご提案になっているということでございます。

前回のご議論或いは前回ご欠席だった委員の皆さんも含めて、何かお気づきの点もしくは、ご意見等ございましたらお出しいただければと思います。

この条文案については、また議会で審議されるわけですかね。

（事務局）

条例案につきましては、12月議会に上程する予定としています。

（議長）

その他ご意見等よろしいでしょうか。それでは、今の概要ということで、とりあえず先に進めさせていただければと思います。資料6ページからの亀岡市情報公開条例等の一部を改正する条例案のポイントについてご説明をお願いいたします。

（事務局）

《資料P6～7に基づき亀岡市情報公開条例等の一部を改正する条例（案）の説明》

（議長）

ありがとうございました。今回の改正に伴って、関連する条例を改正していかな

いといけないということで、それに合わせた文言の整理、条文の整備ということでございます。

新旧対照表の1ページは先ほども言いましたように、開示決定期限の問題でありまして、市民からの請求に対して、できるだけ早めに回答をしましょうということが書いてあります。そのことで、法律では60日と書いてありますが、それよりも短く44日に対応しましょうというのが基本的な趣旨になるということでございます。

新旧対照表の2ページでは、これは本審議会の位置付けが、法律上の規定によって、形式上若干異なるということがありますので、そのことを改めて書いたものが第1条の設置の話になります。あと、第5条以下を削除するとありますが、これは改正法で審査会が行政不服審査法の附属機関としての審査会に位置づけられることから、行政不服審査法が適用されることとなります。よって、第5条以下の規定が行政不服審査法で規定されているため、削除することになるという話かと思えます。

それから、資料6ページの条例案の第3条にいけますと、これは規定上の文言を整理するというのが主たる中身になっておりますので、これで趣旨が大幅に変わるということではないだろうと思えます。制度が変わり、法律の適用によって関係する部分が広がったりすることに伴って、この条例を被せていくということに係る技術的な改正ということになろうかと、大体そういう改正案ですね。それで、亀岡市情報公開条例等の一部を改正する条例ということで、整理されることになろうかと思えます。

資料7ページは、手数料の減免規定を亀岡市情報公開・個人情報保護審査会にも適用する内容かと思えます。

指定管理者の指定の手續等に関する条例との関係でいうと、法律が直接対応するというので、条例はかかわらないということになるわけですかね、その理解でいいでしょうか。

(事務局)

そうです。新旧対照表8ページの第10条につきましては、指定管理者の民間企業者の従業員さん等の規定でございまして、条例ではなく直接法律の方を引っ張るということで、条例には入れておりません。

(議長)

指定管理者での実際の活動の中で、個人情報もしくは重要な情報が漏洩するとかという事件が起こった場合、これは全部市が関わる必要はないという話になってくるということにも取れて、そうでもないと思うのですが、その辺りはあまり心配しなくていいのでしょうか。それはそれで別個に、情報の中身に依じて、市に関係するのか関係しないのかで判断すればいいということになるんですかね。指定管理者の従業員については、市の管轄は及ばないというようにも聞こえるんですが、それは情報によって考えればいいということですかね。

(事務局)

一応国のガイドラインによりますと、指定管理者の管理業務の関係で、個人情報の取扱いについては、法律に基づいて行政機関と同様の安全管理措置義務などが指定管理者の方にも適用されるという形で記載されております。

(議長)

ですので、一般的には及ぶんでしょうけど、情報が漏えいしたというような場合にどっち側の責任なのかという話になって、法律側で対応することになるのでしょうか。

(事務局)

法律側で対応して、指定管理する際には仕様書があって協定書などを結びますので、それに基づいてということになるかと思います。

(議長)

市の方が口を出すとか調査するとかという場合は、協定とかそういうことを根拠にやるということなんですかね。

(事務局)

その辺りは個人情報の取扱いも含めまして、いろいろな規定はしないとイケないとは思いますが。

(議長)

具体的な事例を詰めずにお伺いしているので申し訳ないのですが、こういった部分についても、さらに詰めた対応があるかもしれないなという気はちょっとしますが、今回のところはこういう話でいいのかなと思います。

ということで、亀岡市情報公開条例等の一部を改正する条例案につきましては、今申し上げたようなポイントを条文化したということでございます。これも重要なポイントは前回からご審議いただいたようなことを反映しながら、かなりテクニカルな部分を詰めていただいたということだろうと思います。

何かございますでしょうか。

(委員)

前回と重複するかもしれませんが、今日頂戴した個人情報保護法施行条例の制定に伴いまして、従来ありました亀岡市の個人情報保護条例は廃止ということになるわけですね。そうすると、以前いただいた資料によりますと、保護条例の中では第40条ぐらいまで細かく規定されているわけですが、今回の施行条例では、第9条までということになります。この従来の個人情報保護条例で定めていた部分で、かつ、今回の施行条例で触れていない、例えば、個人情報取扱事務の記載内容があるとかですね、従来ですと結構細かく定めておられたと思うんですけれども、今回その辺りがどうなっているのかということが1点。それと、情報公開事務及び個人情報事務の手引を以前いただいたかと思うんですけれども、今回、この施行条例の制定に伴って、この手引との整合性等は問題ないのでしょうか。以上2点お伺いさせていただきます。

(事務局)

まず、1点目でございますけれども、資料3ページにありますとおり、現行条例の方は、附則の第2条で廃止することになるわけですが、基本的に改正法律

が地方自治体にも適用されることとなりまして、その法律で委任されている部分を法律の施行条例として定めております。ですので、施行条例で規定していない部分については、すべて法律で定めてありますので、法律に従うこととなります。

(委員)

個人情報保護法というのが、新設されたんですか。従来からありましたよね。

(事務局)

いわゆる国の行政機関に対する行政機関個人情報保護法がまず1つあったのと、独立行政法人等の関係の保護法があったのと、それといわゆる民間事業者の関係の個人情報保護法、この三本の法律がありました。

それで、各市はそれぞれで条例を持っていたわけですが、今回、その法律が一本化されまして、新しいといえますか個人情報保護に関する法律が改正され、その規定も一本化されるということに伴いまして、それに準じて、国も行政機関も独立行政法人も市もみんなその法律に合わせて運用しましょうということになりました。ということは、今までの市の条例は、廃止するということになるんですけれども、その法律の中で、一部委任されている市が定める内容というものがあまして、その部分を条例として今回定めているというのが基本スタイルになります。ですので、この施行条例に載っていない部分については、すべて法律の方に定めてあるということになります。

(委員)

個人情報保護法というのは従来からあって、ガイドライン等も行政機関用、民間事業者用などいろいろあって、それが整理されたというのは理解しているんですけれども、この個人情報保護条例というのが平成12年9月に制定されて、それ以後、改正等されていると思うんですけれども、要は、従来の亀岡市個人情報保護条例から、今回の新規の施行条例で省かれている部分というのは、従来の個人情報保護法には記載されていなかったのでしょうか。

(事務局)

規定されている部分もあるとは思いますが、基本的には、市などの地方公共団体については、それぞれで条例を定めて、その条例で運用していたということですね。

(委員)

それは、従来の国の方の個人情報保護法の中でも記載があったけれども、重複して、亀岡市の個人情報保護条例で定めていたというご趣旨ですか。

(事務局)

重複といえますか、市の運用に対して必要な部分については、条例で定めておりました。

(議長)

その点よろしいでしょうか。おっしゃるのは大変よくわかる質問で、従来から国

の法律があったじゃないかと。そこでもちゃんとしていたし、亀岡市は亀岡市でちゃんとしていたでしょうと、こういう話なんですね。ところが、国の方の法律の個人情報というのは、先ほど事務局からご説明がありましたように、従来三本の法律に分かれていて、分野ごとに少しずつ違うものを対象にしていた特定性というものがありまして、亀岡市のように、市が持っている保有個人情報全般について、その全部に関わるような定めの仕事をしていなかったということが一つあるわけです。

それから、委員のおっしゃるように、国も法律で定めていたはずなんですけれども、それが全面的に適用されていなかった、或いははみ出すところがあったというのが国の方の理解なんです。今回一本化することによって、国の法律で雛形として全部このようにやりましょうということとついでに、地方公共団体もこれに合わせてやってほしいということいろいろな発信をしてきていると。じゃあ各自治体はそれに合わせて一本化しましょうかと、こういう話になってくるわけです。

ですから、個人情報で言われてきた重要なこと、例えば、個人のプライバシー云々ということについては、内容的にそう大きな変化はありませんということなんですね。大きくは変わらないんですが、微妙に変わるところがいくつかあって、先ほど言いましたように、開示決定期間を国は60日まで延ばしていいとなっているけれども、亀岡市では市民の請求があったらできるだけ迅速に対応しようということをやってきたんだから、特別に定めを置いて、国の法律の60日じゃなくて44日にしましょうとか、公務員の氏名について、国の方は無理に出さなくていいとなっているけれども、亀岡市の場合は、従来から関係公務員の氏名を出してきたんだから、従来どおり対応するのが、情報公開及び個人情報の保護の趣旨からして、より厳しい対応だろうということによってこのように書かれているわけです。

つまり、ここで書かれている亀岡市の条例はどちらかというと、国の法律よりも厳しいことを書いた部分が寄せ集めになっていると、それ以外の部分は全部法律に書いてある部分でまかないましょうと、そういう対応なんですね。

ですから、ご質問の趣旨にある、従来の亀岡市個人情報保護条例の規定がなくなってくるという話ではありませんというのが1つの考え方で、そのように理解していただければいいのかなと思います。

(委員)

国の方の個人情報保護法が今手元にないので、ちょっと確認はできませんが、いわゆる従来あった亀岡市の個人情報保護条例で記載されていて、今回の施行条例で記載のない部分というのは、すべて国の方の個人情報保護法の方に同様の記載があるという趣旨のご説明なんですか。

(議長)

そうですね。それに類した形の規定が法律の方に定めてあるということです。

(委員)

それと細かい話で申し訳ないですが、不開示情報に関する部分で従来の亀岡市個人情報保護条例の第14条第1項第2号のウのところ、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行内容に係る部分というのは、開示しないことができるというような記載があると思います。先ほどの説明ですと、従来から氏名は開示していたということでしたけれども、ここの記載では、氏名も非開示というようにはなっていると

思うんですけども。

(事務局)

亀岡市個人情報保護条例第14条第1項第2号のウの部分ですが、その部分のア～ウの記載については、第2号に規定の不開示情報から除くという意味で記載してあるので、これまでから開示をしていたということです。

それで今般の法律改正がありまして、法律の方は不開示情報から除く規定の中に氏名は含まれておらず、氏名は開示しないことになっているわけです。そこで、前回ご審議いただきまして、亀岡市では今までと同様に、氏名も開示しようということで、答申をいただきましたので、先ほど資料1ページで説明しましたように施行条例第3条でこの規定を定めることによって、氏名まで開示しようという規定になるということです。

(委員)

要は従来の個人情報保護条例では、氏名だけじゃなくて職務遂行の内容等も開示していたということですか。

(事務局)

そうです。氏名だけに限定したということではなくて、氏名も含めて、職や職務遂行の内容に係る部分も開示するということです。

(委員)

施行条例では氏名だけが開示になっていて、職務遂行の内容というのは不開示情報になっているように見て取れますが、それは法律の方で記載があるので、法律の方で記載のない氏名だけを今回の施行条例の中に規定したということですね。

(事務局)

そうです。氏名も含めて従来と同じような運用で開示しますということです。

(委員)

職と職務遂行の内容については、国の保護法の中に記載があるので、あえて今回の施行条例の中では氏名のみを規定したと。

(事務局)

そういうことになります。

それと、2点目のご質問の手引につきましては、今業務の委託をしております、いろいろな整理をする中で、また手引の方も中身を変えて、修正する予定にしております。また変更しましたら、委員の皆様にもご報告させていただきます。

(議長)

全体的に今回の法律改正で地方公共団体が保護条例或いは情報公開条例で定めていた内容というのはバラバラなので、一概には申し上げられませんが、ちゃんと厳しく定めていた条例に比べると法律の方が少し甘いんですね。

だからそれに対して、亀岡市は厳しいレベルでやってきたという理解をするとす

れば、厳しい部分とその法律の甘い部分をつなぐために、このような施行条例が出てくるといふ、概ね前回の議論はそういう話だったかなと思いますので、委員のご議論のポイントは、そういうところにあったということでご理解いただければいいかなと思います。

その他何かよろしいでしょうか。

それでは、第1の議題の市の条例案に関しましては、とりあえず締めさせていたでいて、もう1点、(仮称)亀岡市議会個人情報保護条例の制定に関する案件につきまして、ご審議をお願いしたいというふうに思います。

それでは、議会事務局からご説明をお願いします。

(議会事務局)

《資料P8~29に基づき亀岡市議会個人情報保護条例(案)の説明》

(議長)

ありがとうございます。市議会に係る個人情報保護の特別な制度を作らないといけなくなったということでございます。

法律の方が議会を除外したからということですが、内容的には、前回及び今回の議論を基本にして市と同じような運営をするということ、条文化していただいたというご説明だったかと思えます。

ただ、議会特有の事情が若干あって、特に違いがあるというふうにご説明いただいたのが、第26条と36条と43条ですね。これは全部、議長及び副議長が、議会の内部で決まっていなかったときについての特別の対応規定ということで、これは議会特有の事情だということ、定めを置いていると、そういう話であります。

従来、亀岡市の個人情報保護の扱いで、議会との関係で、そこに係る請求というのはあったんでしょうか。

(議会事務局)

ございません。

(議長)

市議会、特別に個人情報保護制度を置いているところが、一般的かどうかはちょっとわかりませんが、議会も公の機関ですし、議員さんも公の立場で仕事をされておられるので、そういう個人情報保護制度というのは、大変重要な制度だろうというふうに思います。

これにつきまして何かご質問とか、ご指摘ございますでしょうか。よろしいでしょうか。前の議題もあわせて何かご指摘の点はございますか。

1点、先ほどの委員のご指摘との関係でいうと、結局条文を書いてこういうふうになりましたというのはなかなか一般市民では理解しがたいところがありまして、先ほどの改正条文みたいに、ここだけ変えましたというのでは全体像がわからないわけですね。

だから結局、ガイドライン等が大変重要な役割を果たすんだろうと思っておりますが、そこが一般市民のご理解の柱になるのではないかとこのように思いますので、まずそのあたりを留意して、今後取り組んでいただければありがたいかなと思います。

この制度改正につきましては、諮問に対する回答がこの条文案ということになるんでしょうか。

(事務局)

わかりやすくまとめるような形で、答申は別に作る予定でございます。

(議長)

その時にこの条文案は参考として付けることになりますか。

(事務局)

条例案はつけずに、答申の文面だけということになるかと思えます。

(議長)

前回と今回ご議論いただいた点で、ざっくりまとめると、法律で対応すると従来の亀岡市の相場が悪くなるというところについてはちゃんと手当をしましたという、そういう話だろうというふうに理解しておりますので、そういう内容で、答申させていただくということでもいいのかなと思っております。

その他よろしいでしょうか。用意された案件は以上でございしますが、終わりにしてよろしいでしょうか。

(委員)

条例案の中の第〇号とか令和〇年とかありますが、これはこのままでいいんでしょうか、そこに該当する数字を入れるということですか。

(事務局)

条例につきましては、議会で議決をいただきましたら、番号を取って数字が入ることになります。現時点では、まだ議決をいただいておりますので、一応〇という形で記載しております。

(委員)

それと今日の諮問を受けて答申はいつ頃にするんですか。

(事務局)

本日の審議会を受けまして、答申をしていただくことになるんですけれども、内容の整理に2~3週間程お時間をいただく形になるかなとは思っています。

(委員)

答申については、会長一任でいいんでしょうか。

(議長)

一応目を通させていただいて、確認はさせていただこうと思っております。

(事務局)

前回の議事録につきましては、委員の皆様にもご確認いただいたんですけど

も、答申につきましては、会長にご確認いただいた上で、答申を行っております。

(議長)

答申自体について最終的にこういうふうにしますというのは、私ももちろん言いますが、委員の皆さんにも共有していただければありがたいかなと思います。

(事務局)

はい。では委員の皆様の方にもメールまたは郵送という形になりますけれども、お送りさせていただこうと思います。

(委員)

内容に直接関わる部分ではなくて、技術的なことにはなりますが、2点お伺いします。

法律の施行条例の附則の部分ですけれども、附則と一部改正条例に関してですが、通常このように新たに条例を制定して、既存の条例について整理をする場合には、一部改正条例を制定せずに附則の中で整理することが多いのではないのかというのが1点と、もう1つはこの施行細則案の中の、第2条の第1項第1号の書き方で、費用について規定している部分ですが、写しの作成に要する費用と、スラッシュで白黒1枚当たり10円、スラッシュでカラー1枚当たり50円というのがあるんですが、これは通常、第1号の中でアとイといった形で分けて書くのではないのかなと思ったのですが、その2点についてお願いします。

(事務局)

まず1点目ですけれども、おっしゃるとおり、今回の市の施行条例の附則で、第1条から第5条の5つの条例を附則で入れる予定ですが、今日に関しては、わかりやすいような形で、あえて別々にさせていただいたところでございまして、議会に出す条例案については、今おっしゃった形で施行条例の附則の第5条以下に記載して、附則の中で改正する予定にしております。

もう1点ですけれども、これについては、スラッシュではなくて、おっしゃっていただいたように1つずつ規定する形に修正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

(議長)

スラッシュはあまりないですね。ご指摘ありがとうございます。今、ご指摘いただいたように表記の正確性の問題とかというのもまたあれば、それは事務局で点検して、適切に対応していただければと思います。今のスラッシュであるとか、趣旨が変わらない部分については、あくまで表記の問題として事務局でご訂正いただければいいかなと思います。

その他何かご指摘等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、趣旨としましては全体ご了承いただいたということで、諮問のあり方、今後の手続きについてもご指摘ございましたし、表記の問題についてもご指摘がございましたので、少しその点に対応していただければと思っておりますが、以上で本日の審議会を終了してよろしいでしょうか。

それではこれで終わりたいと思いますので、事務局にお返しします。

(事務局)

はい。長時間に渡るご審議、本当にありがとうございました。いろいろなご意見もいただきましたので、また反映させて、整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、副会長にご挨拶をいただきたいと思います。

(副会長)

改めまして皆さんこんにちは。今日は亀岡市の情報公開・個人情報保護審議会ということで、8名中7名の皆さんのご出席を賜り、慎重にご審議をいただきました。

この後は、事務局の方で整理をしていただいて、再度皆さんにもご確認いただく中で答申をするということになろうかと思います。

その節にも、またどうぞよろしくお願ひ申し上げ、簡単ではございますけれども、閉会にあたってのご挨拶に代えさせていただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。